

○射水市行財政改革推進会議条例

平成26年9月19日

条例第30号

改正 平成28年6月24日条例第33号

令和5年3月17日条例第11号

(設置)

第1条 地方分権時代に対応し、簡素で効率的な財政運営及び市民に開かれた行政運営をより一層進めるため、射水市行財政改革推進会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、本市における行財政改革の推進に関し必要な事項を審議し、市長に意見を述べ、又は提言を行うものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者並びに経済団体及び各種団体の代表者のうちから市長が委嘱する。

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画管理部未来創造課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に射水市行財政改革推進会議設置要綱の規定により委嘱されている会議の委員(以下「旧会議委員」という。)は、第3条第2項の規定により会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧会議委員としての任期の残任期間と同一

の期間とする。

附 則(平成28年6月24日条例第33号)
この条例は、平成28年10月11日から施行する。

附 則(令和5年3月17日条例第11号)
この条例は、令和5年4月1日から施行する。